

(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業 契約書(案)に対する質問回答(別紙関係)

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		別紙	頁	()	加	(加)	英記号		
1	定義集	1	16					創立費・開業費、不動産取得税、登録免許税等(見積もり額を含む)、運営開始日までに要した及び要すべき費用を初期投資積算額に含めることは、可能でしょうか？	創立費、開業費は含みません。設計費、不動産取得税、登録免許税等の資産取得に要した費用は、有形固定資産に含まれるものと想定しています。
2	定義集	1	16					初期投資額積算は、現状の定義でいくと乙が所有する有形固定資産及び無形固定資産となっているが、開業費及び諸税等を含めた初期投資額全額としていただきたい。	N01と同じ。
3	定義集	1	16					事業開始後1年度直前とは、どの時点を指すのですか。例：事業開始初年度を平成17年4月1日～平成18年3月31日とした場合は、どの時点を指すのですか。	事業開始後1年度直前の事業者の直近の会計年度終了時点を指します。
4	固定資産の定義について	1	16					諸事情により固定資産の買入れが遅れることにより、事業開始直前には所有されない場合も考えられるので、「運営開始後所有する有形固定資産及び無形固定資産で事業開始後1年度直前に所有していると甲が認める資産を含む。」としてもらいたい。	固定資産の買入れが遅れ、事業開始直前に所有されない場合とは、どのような場合を想定しているのか不明ですが、初期投資額積算の定義は契約書(案)によるものとしますので、ご指摘の場合が発生しないように留意して下さい。
5	固定資産の定義について	1	16					繰延資産である開業費は、無形固定資産含まれると考えて良いのでしょうか。	N01と同じ。
6	「初期投資額積算」について	1	16					本項でいう「無形固定資産」には、ページ 4 に規定する「開業費等」も含まれると解釈してよろしいでしょうか。また、設計費も、初期投資額積算に含まれると理解してよろしいでしょうか。	N01と同じ。
7	初期投資額積算の定義	1	16					初期投資額のうち、資産計上せず発生時に費用で落してしまうものもあります(建設期間中のSPC諸経費等)ので、資産の簿価は定義として適切ではないと考えます。本件事業開始のために支出した一切の合理的費用のような定義に変えていただけませんかでしょうか。	N01と同じ。
8	サービス購入料1(賃借料)	10	1	(1)				「乙の金融機関等からの借入金の元金返済額及び支払金利額に相当する料金」の文言は、「乙の初期投資額に係る割賦金の元金返済額及び利息額に相当する料金」ではないでしょうか。	違います。
9	サービス購入料2-1	10	1	(2)				「出資者に対する配当金を含む出資金にかかる費用等」は「その他事業者が必要とする費用等」に含まれるとありますが、当然、出資金そのものも「費用等」に含まれるという理解で宜しいでしょうか？	出資者に対する配当金を含む出資金にかかる費用等とは原則として現金配当を対象としています。出資金そのものは対象としておりません。
10	サービス購入料1-1の改定方法	10	3	(2)	7			平成14年9月1日および平成18年4月1日は共に日曜日となりますが、休祭日の扱い等も含め、基準金利の決定方法も提案する、という理解でよろしいでしょうか。	平成14年は9月2日、平成18年は4月3日が基準日となります。
11	サービス購入料1-2の改定方法について	10	3	(3)				大規模修繕に関するサービス購入料1-2の改定指標として、「消費者物価指数札幌市・総合」が指定されています。建築・設備の大規模修繕は建設工事と同等であり、人件費相当(サービス購入料2-1)と同じ改定指標ではないと考えます。適切な指標への変更を検討していただけないでしょうか。	契約書(案)のとおりです。
12	サービス購入料の改定(物価下落の場合)	10	3	(4)				サービス購入料2の消費者物価指数にリンクした変動とは上がった場合のみならず、下がった場合にも連動するというのでしょうか？	お考えのとおりです。
13	サービス購入料の改定(項目の区分)	10	3	(4)		(9)		劣後借入の返済原資、法人税、配当等はサービス購入料2-1のその他事業者が必要とする費用等に含められるとすれば、これは物価変動によるスライドの対象となるのでしょうか？	お考えのとおりです。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		別紙	頁	()	加	(加)	英記号		
14	火葬数の変動に対する見解について	10	3	(4)	7	(4)	b	火葬数の変動によるサービス購入料改定の対象は、光熱費となっています。しかし、火葬数が想定件数を上回る場合、火葬炉の修繕スケジュールが早まる等の光熱費以外のコスト増が予想されず。ある一定の割合を超えた場合は、不可抗力の扱いにしないでいただけないでしょうか。 御市が提示した想定火葬件数については、事業者側で責任を負えるものではなく、また御市でもあくまでも想定レベルなので責任を負えないものと考えています。従って、両者のいずれの責めにも帰さないものなので、一定レベルを超えた火葬数変動は、不可抗力とするべきと考えます。	修繕費は火葬炉の使用頻度の影響を受けるものと考えておりますので、ご質問にあるようなケースも想定して修繕費を提案して下さい。
15	サービス購入料の減額	11	3	(1)	7			施設の利用可能性確保に起因してサービス購入料支払が減額された場合には、減額となった事由（どの炉が、何日に、何故～排ガス等検査で/燃焼状況で/設備作動で）を開示して頂けるかの理解で宜しいでしょうか？	お考えのとおりです。
16	利用可能性のない場合の減額と基準に満たない場合の減額	11	3	(1)	4			この場合の減額は、サービス料全額にペナルティポイントに応じた割合を掛けた額となるのでしょうか。もしそうであれば、基準を満たしていない業務以外の業務に関しては、基準を満たしているにも係らず減額されることとなってしまいます。減額対象をサービス料全額ではなく、基準を満たしていない業務見合いのサービス料としていただきたくお願いいたします。	市は、火葬場でのサービスを一体として購入します。したがって、サービス購入料の支払も一体として行います。ペナルティについては、その考え方を踏まえて設定しています。
17	利用可能性のない場合の減額と基準に満たない場合の減額	11	3	(1)				利用可能性がない場合の減額と、利用可能性は確保されているが水準に満たない場合の減額は、同時に発生することはないと考えてよろしいでしょうか。	「施設の利用可能性が確保されていない」と既に判断されている場合の要求水準抵触は、ペナルティポイントは付与されません。
18	減額時におけるサービス料1-1の取り扱い	11	3					サービス購入料の減額はサービス料1-1も対象として理解しておりますが、サービス料1-1は借入金の元金及び支払金利から構成されているため、同部分の減額は事業の事業者（及び業務受託企業）の業務水準維持に対するインセンティブにはなり得ないと思われず。また、事業終了時には、初期投資額残高の90%が支払われるとなっているため、（資本金10%と仮定すると）借入金については完済されることとなります。このことから、サービス料1-1を減額対象に含める意味が無いと思われず。サービス購入料の減額対象からサービス料1-1を除外していただきたくお願いいたします。	市は、火葬場でのサービスを一体として購入します。したがって、サービス購入料の支払も一体として行います。減額についても、同様に考えています。
19	モニタリングと「サービス購入料」の減額	11	~	3				【減額計算式】内の「四半期サービス購入料」は、各々対象業務の「四半期サービス購入料」と考えてよろしいのですか。	四半期のサービス購入料全体が対象となります。
20	サービス購入料の減額	11	3	(1)	4	(4)	a	運営及び維持管理が要求水準に抵触した場合には当該月の運営業務等報告書、維持管理業務報告書に記載とありますが、ここにはペナルティ算定のみならず抵触した内容を具体的に明示して頂けるかの理解で宜しいでしょうか？（原因の究明、責任の追及、再発の防止の為に必要だと考えます。）	事業者において、運営業務等報告書、維持管理業務報告書を作成し、その中で抵触内容等を、市に対して報告することになります。
21	購入料の支払停止ポイント	11	3	(1)	4	(4)	d	「四半期のペナルティポイントが規定の値を超えた場合には、高はサービス購入料の支払を停止することができる」とありますが具体的には何ポイントでしょうか？	50ptです。契約書（案）別紙11、ページの表を参照してください。
22	心づけ受領のペナルティポイント	11	3	(1)	4	(4)	f	ペナルティポイントは「11pt/回」とありますが、一人の職員が同一の遺族グループの複数人から受領した場合は、1回になるのでしょうか？それとも受領した人数分が回数になるのでしょうか？	ケースによりますが、提示内容の場合は、実質的には1事件なので、11ptになるものと考えます。
23	心づけ受領のペナルティポイント	11	3	(1)	4	(4)	f	ペナルティポイントは「11pt/回」とありますが、一人の遺族が、複数の職員に心づけを渡したときは、1回になるのでしょうか？それとも受領した職員数が回数になるのでしょうか？	NO22と同じ

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		別紙	頁	()	加	(加)	英記号			
24	火葬炉の稼働対象について	11	iv	3	(1)	7	(f)		火葬炉の稼働が施設アベイラビリティと連動し、ペナルティ対象とされています。ここで提示されている減額計算式を拝見すると、1日29件以上の火葬がある場合には、第1号機から29号機まで全ての炉を稼働させることをイメージされているように見受けられます。 炉のローテーションは事業者側の判断によるものと考えており、仮に、炉数以上の火葬件数があったとしても、全ての炉を稼働させる必要はないと考えています。 この場合、事業者側の判断で稼働させない炉があった場合は、当該ペナルティの対象外である、という認識でよろしいでしょうか。	予約制をとらない火葬場として、火葬炉等30基が常時稼働可能な状態にあることは必要です。また、火葬炉が「通常通りの作動をしなかった場合」は、事業者側において十分な維持管理が行われていれば、基本的には発生しないと考えています。したがって、ご指摘の場合は、ペナルティの対象となります。
25	その他の減額計算式について	11	viii	3	(1)	4	(f)	f	当該項目における減額計算式では、通常のペナルティポイントに対する減額式の「×2」となっています。2倍になっている理由について具体的にお示しください。	悪質な場合のペナルティとして設定したものです。
26	ペナルティポイントについて	11	viii	3	(1)	4	(f)	f	四半期ペナルティポイントが50ptを超える場合には、是正されるまで支払停止となります。このレベルを50ptに設定された理由についてお示しください。	里塚斎場の実態等を踏まえて設定しました。本事業において甲が提示している要求水準の遵守は、一定の技量、意欲を有している民間事業者においては、それほど難しいものではなく、ペナルティポイントが3ヶ月間で50ptに達することは相当の事態と想定しています。